

◎所定疾患施設療養費算定状況

令和 6 年度

	算定日数	投薬	検査	注射	処置
尿路感染 20件	130	125	20	9	21
肺炎 0件	0	0	0	0	0
带状疱疹 1件	5	5	0	0	0
蜂窩織炎 3件	17	17	0	11	3

＊尿路感染

投薬：ノルフロキサシン

注射：アミカシン、ロセフィン 1g+生食100ml

処置：飲水促し、陰部の清潔保持、内服管理、点滴管理

＊蜂窩織炎

投薬：セフカペンピボキシル

注射：アミカシン、ロセフィン 1g+生食100ml

処置：軟膏塗布、皮膚清潔保持

＊带状疱疹

投薬：バラシクロビル

処置：軟膏塗布、皮膚の保清

◎所定疾患施設療養費とは

尿路感染、肺炎、带状疱疹、蜂窩織炎により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。